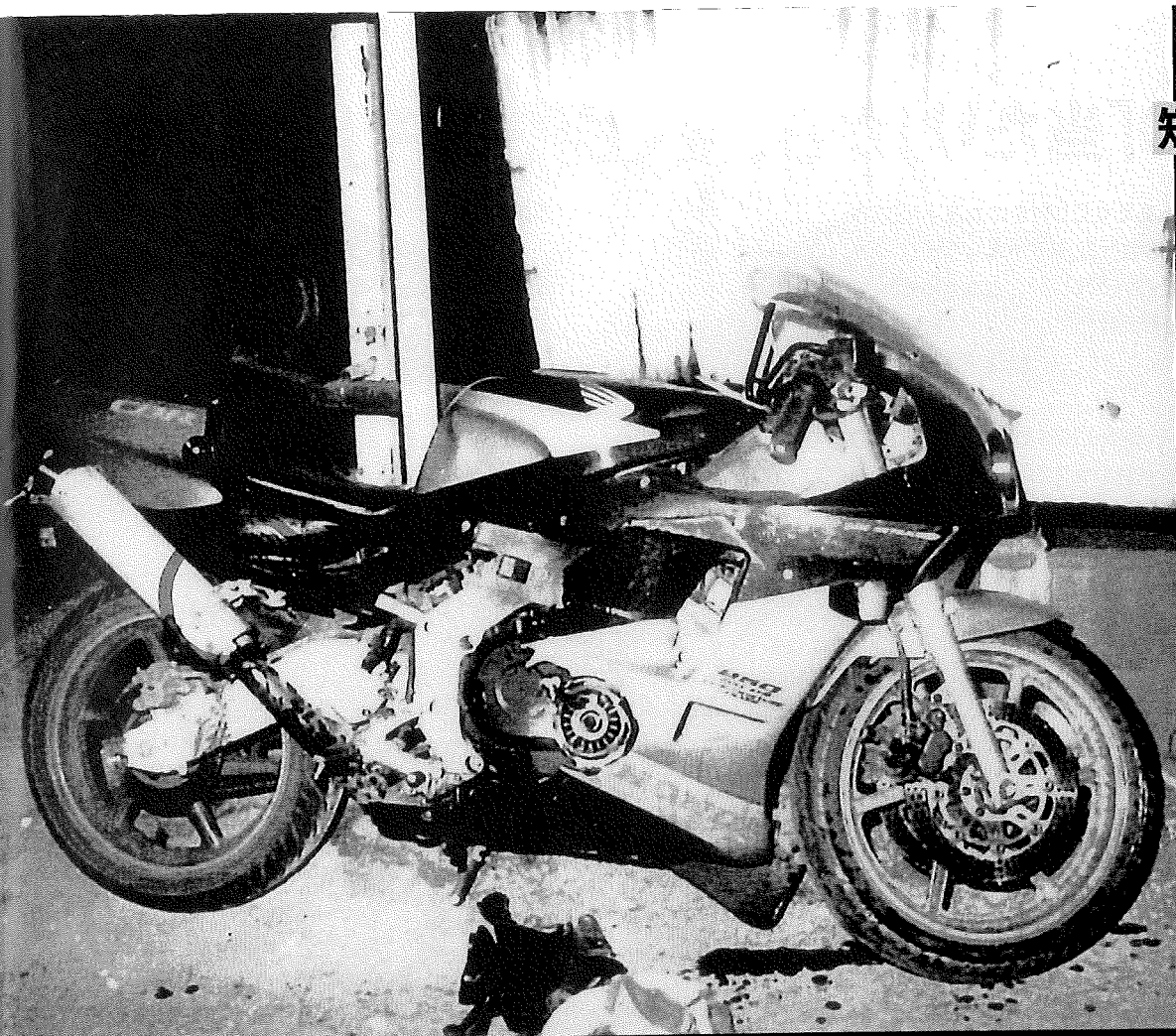


短期集中連載

# 交通事故警察・司法の歪んだ捜査を許すな!

## 第2回 片脚切断マシン 「神奈川県警ブサン捜査」に逆転勝訴するまで

取材：文 柳原三佳 ジャーナリスト



▲水野さんが乗っていたバイク。跳ね上がったマフラーステーが、追突されたことを物語る。調書にもマフラーの損傷は記されていた



▲発生から12年、水野さんの目に事故現場はどう映るのか

連載第2回は、バイク事故で片脚を失った男性の闘い。神奈川県警の手抜き捜査により、被害者である彼には重い過失が下され、歪められた事実認定を逆転するには10年もの歳月を要した。ブサン捜査が招く事故後の「二次被害」こそが、最大の罪である。これを認識する必要がある。

「本日、警察庁と神奈川県警本部長宛に、『質問状』を送付しましたのでご報告いたします」

新潟県の水野敦重さん(41)からこんなメールが届いたのは、今年3月30日のことだった。

「質問状」の冒頭にはこう記されていた。私の左足は、交通事故による受傷で平成5年3月30日に膝上から切断され、私より先に火葬されました。当該交通事故

後12年目の今日、その節目として質問させていただきます」

そこには、当時の神奈川県警の事故捜査がいかにブサンであったか、そして、「100%無過失」という判決を勝ち取るまでに、どれほどの労力と歳月を要したかが、淡々と綴られていた。

「事故後、可能な限りの事情聴取と、被害車両の保管さえしていただければ、私の立証活動は当該交通事故後10年も前からなかつたと思いますし、検察庁の判断も民事裁判と同様の結果だつたと思います」

ブサンな初動捜査と歪められた事実認定はなぜ生じたのか? 事故から12年目の問いだつた……。

事故が起こつたのは、93年3月5日、夜10時ごろのことだつた。その夜、仕事に帰る水野さんのバイクで移動していたフリーカメラマンの水野さん(29)・当時(は、神奈川県川崎市の手黒川道路に面したガソリンスタンドで給油を終え、店員とともに左側の信号が赤になつているのを確認したついで、片側2車線の道路に右折しながら発進していった。

「右折を完了し、左側の車線に入つて直進状態になつたときです。突然バイクの

### 調書は証言無視、言い分無視

左側の切断手術を受けた水野さんを待っていたのは、長い入院生活とリハビリの日々だつた。ところが、8カ月間の入院中、警察は一度も水野さんに事情を聞きにこなかった。結局、退院後、自ら宮前警察署(川崎市)に向いた水野さんは、警察の態度に強い不信感を覚えたという。

「調書を取るとき、私は、加害者が信号無視をしてバイクに追突してきたんだと、何度も主張しました。ところが、いくら言つても警察はなかなかその一言を調書に書いてくれないのです。最後の最後に、なんとか書いてはもらいましたが……」

所轄の宮前警察署は、事故から2年半経過しても、なぜかこの事件を検察庁に

送致しようとしなかつた。不審に思った水野さんが弁護士に依頼し、検察庁に照会をして、ようやく送致されたものの、結果的に加害者は不起訴。

「なぜ、信号無視をして重傷事故を起した車が不起訴なのか……」

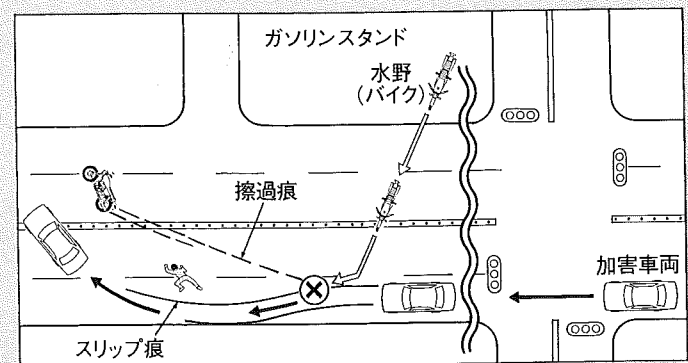
その理由は、事故から3年後、実況見分調書を開覧して初めてわかつた。「なんと警察は、事故当日に私のバイクを誘導したガソリンスタンドの店員の『信号は赤だつた』という重要な証言を、調書にまったく反映していません」

実況見分調書はそれ以外もひどいものでした。現場見取り図には、加害者が信号無視をした肝心の交差点が記載されておらず、結果的に私の言い分はすべて無視。加害者が起訴されないのも当然です」



▲加害車両の破損は右前部。追突箇所である右前輪のリムが変形している

後部に大きな衝撃を受け、気がついたらバイクとともに路面に叩きつけられ、アスファルトの上を滑走していました。ふと見ると、左脚のつま先が逆の方向を向いているのがわかりました。その後は、あまりの激痛で気を失つたようです。水野さんはすぐに現場近くの救急病院へ搬送され、集中治療室で治療を受けることになつた。それから4〜5日後、水野さんは初めて相手の顔を見ることになる。乗用車を運転していたのは、当時25歳の医大生。両親と一緒に集中治療室まで見舞いに来たが、本人は一言も話さなかつたという。「それから数日後、今度は相手側の損保会社が突然やってきて、この事故は、バイクがスタンドから飛び出して起こったものなので、私の側に少なくとも85%の過失があると決めつけたように言っています。私は間違いない、左方向の信号が赤になつているのを確認してからスタンドを出ました。つまり実際は、赤信号を無視し、かなりのスピードで走ってきた加害車両に、後ろから追突されたはずなのです。当時の私は寝たきりで、身体には点滴や輸血の袋がいくつもぶら下がつていて、意識も朦朧としており、警察もまだ事情を聞きに来ていない段階で被害者に対して一方的に過失を押し付けてくる損保会社の態度には憤りを感じました。開放骨折を負つた左脚の状態は思わしくなく、事故から25日後、水野さんは大腿部からの切断を余儀なくされた。「切断手術から数日後、火葬された左足の遺骨が骨壺に入つて戻ってきました。身体の一部が先に墓の中に入るといふのは、想像もできないほど辛く、不思議な感覚でした。これを『現実』として受け入れるには、相当な時間が必要でした」



事故現場見取り図。ガソリンスタンドでバイク(250cc)の給油を終えた水野さんは、図面右側の交差点信号が「赤」であることを確認したうえで、右折しながら発進。ほぼ直進状態になったとき、真後ろから加害車両に追突された。ガソリンスタンド店員の証言や水野さんの言い分を聴取したにもかかわらず、警察は加害者の一方的な供述を鵜呑みにし、水野さんが確認をせずガソリンスタンドから飛び出して乗用車に衝突したと処理。実況見分調書の現場見取り図には、手前の信号交差点すら記載されていなかった。また、バイクは写真を2枚撮られただけで、詳細な検証は行われずそのまま現場に放置。そのため部品盗難に遭い、約1週間後には原形をとどめないほどだつた。一方、損保会社も水野さん側の過失が大きいと判断し、保険金を払い渋っていたが、後に民事裁判で「加害者は赤信号無視のうえ、35km/h以上の速度超過で水野車両に追突した」という判決が下り、加害者側の100%過失が確定した。



▲同型車両で追突状況を再現する水野さん。左足大腿部からは義足である

さらに、水野さんに追い討ちをかけたのは、大切な証拠である事故車が、あっという間に姿を変えてしまったことだ。警察は、水野さんが乗っていたバイク（CBR200R）を証拠として保全せず、写真を撮った後、そのまま現場に放置。そのため、バイクのほとんどの部品は何者かに持ち去られ、一週間も経たないうちにフレームだけになってしまったのだ。「ハイエナに食い尽くされた状態です。実況見分調査には、事故直後のバイクの写真は2枚しか貼り付けられておらず、その後の立証活動は困難を極めました。ここからは私の推測ですが、医師法第4条の相対的欠格事由に、罰金以上の刑に処せられた者は免許を与えないことがある」とあります。加害者は事故当時、医大生でした。もし彼がこの事故で略式起訴でもされたら、医師免許を取得できなくなるかもしれない。それを避けるために、水面下で何らかの動きがあったのかもし

れません。事実、加害者側は、「車は青信号で進行中だった」と証言する新たな目撃者まで申請してきたのですからね……」

### データメ神奈川県警の回答は？

退院後、水野さんはカメラマンの仕事を断念し、新潟県の実家に帰郷。その後も双方の主張は真つ向から食い違い、事故から5年以上経っても、自賠責保険すら支払われなかった。

「一時は気が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと思い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の00年12月、加害者と加害者の父を相手取り、損害賠償請求訴訟を起こしたのです」  
提訴後、水野さんは、加害者や加害者側の目撃者の主張を覆すため、ありとあらゆる立証活動に力を注いだ。

まず、加害者の車と同型の中古車を探し出して購入。その車に「デオカメラを固定し、相手側の証言の真偽を検証するため、数カ月にわたり延べ10回近く事故現場を走行した。また、インターネットで同型のバイクを所有するオーナーを見つけ、車とつき合わせての検証に協力してもらった」ともあったという。

「最終的に『追突』を決定付ける証拠となったのは、バイクに残された損傷でした。私自身長い間気がつかなかったのですが、実況見分調査の写真を拡大してみると、車体左側のマフラスターが大きく上に曲がっていたことがわかったんです（P30上）。それは、間違いなく加害車両が真後ろから追突したことによって出来た変形でした。バイクの写真はたった2枚でしたが、その部分からはっきり写っていたこ

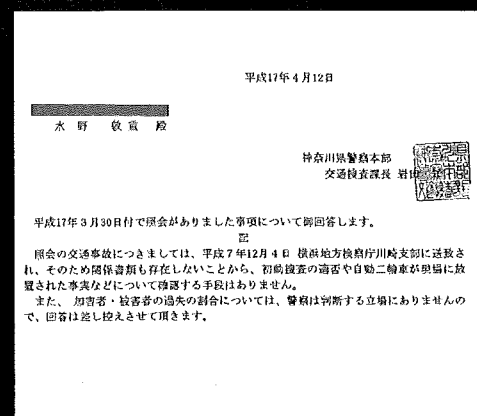
とは、いま思えば幸運でした」  
そして、03年5月2日、ついに民事裁判の一審判決の日を迎えた。

被告の医師は裁判で、「事故の原因はバイクの飛び出し。自分は青信号で進行中だった」と主張し続けていたが、新潟地裁三条支部（塩田直也裁判官）は、「被告や被告側が申請した目撃者の証言は、他の証拠と不整合で、到底信用できない」と完全に退け、「加害者は赤信号無視で35km/h以上の速度超過。水野さんに過失はなかった」と判断。被告に約9500万円の支払いを命じるという、水野さんにとって全面勝訴の判決が下されたのだ。

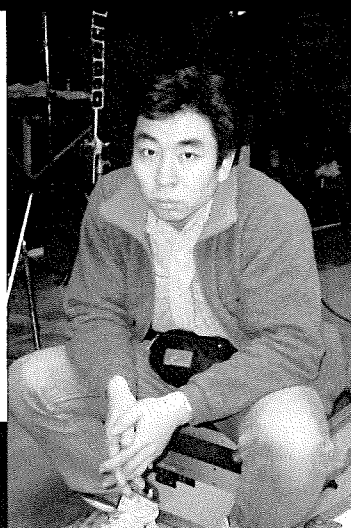
被告の医師は一度は控訴したものの、まもなくそれを取り下げ、結果的に一審判決は確定。この時点で、事故発生からすでに10年以上の歳月が流れていた。  
水野さんは、警察に送った「質問状」の最後にこう記している。

「控訴を取り下げたということは、加害者自身が、裁判所の判断どおり100%の重過失を認めたものと思われます。なぜこのように、警察・検察庁の事実認定と民事裁判の事実認定がまったく異なる結果になるのでしょうか。今後、このような捜査で苦しむ交通事故被害者が出ないように願うものであります」

05年4月12日、質問状に対する回答が、神奈川県交通捜査課長から送られてきた。しかしそれは以下のような内容だった。  
「照会の交通事故につきましては、平成7年12月4日、横浜地方検察庁川崎支部に送致され、そのため関係書類も存在しないことから、初動捜査の適否や自動二輪車が現場に放置された事実などについて確認する手段はありません」  
ちなみに、水野さんは今回の「質問状」とともに、実況見分調査の写しやこの事



▲誠意のかけらも感じられない神奈川県警の回答書  
▶事故前はフリーのカメラマンとして活動していた



故の問題が国会（参議院内閣委員会）で取り上げられたときの議事録も同封していた。にもかかわらず、「確認する手段がない」と切り捨てた神奈川県警の回答は、これまで本誌連載で取り上げてきた中で最も見ない冷徹なものだった。警察の捜査は、人ひとりの人生を簡単に左右するという認識があるのだろうか。  
「結局、いつもと同じ機械的な事務処理をされただけ。神奈川県警は数年前の不祥事時の謝罪会見後も、何も変わってないよです。そもそも、確認できない」  
ほど時間が経過してしまっただけなのに、質問状提出から間もなく1カ月。もうひとつの送付先である警察庁からは、いまだに何の回答もないという。